

産油国におけるムスリマの労働参加の考察

～レンティア国家論の限界～

2019年12月10日 J160011 足立 葵紗

目次：

- 1.はじめに
- 2.マイケル・ロスによる石油の女性労働抑制説について
 - 2.1 女性のエンパワーメント
 - 2.2 石油と女性の労働
 - 2.3 ロスの事例研究：アルジェリアとモロッコ、チュニジアを比較して
- 3.サウジアラビアにおけるムスリマの現状
 - 3.1 女性教育
 - 3.2 女性差別撤廃条約
 - 3.3 労働
 - 3.4 サウジアラビア政府の政策
 - 3.5 移民労働者の流入
- 4.イスラームの結婚観から考える女性労働
 - 4.1 クルアーンをもとに考える結婚
 - 4.2 契約としての結婚
 - 4.3 夫の役割と妻の役割
 - 4.4 夫の選択
- 5.イスラーム思想と女性の労働
 - 5.1 イスラームにおける男性の経済的義務
 - 5.2 ジェンダー別分離
- 6.結論

1.はじめに

私たちが考える中東ないしイスラーム世界の女性は、髪や顔を隠すためのスカーフの着用や女性器を切除する割礼の儀式からみて、差別的に扱われている、抑圧されているというイメージがある。また、コーランやハディースにおいても結婚や離婚、遺産の相続、姦通罪など女性にのみ権利の制限や課される義務が記述されている。例えば、遺産の相続において、『女性の相続権は男性の半分であり、裁判における証人は男性1人に対し、女性は2人と定める。』（コーラン『4.婦人章』）と記述されており、この文言からも女性は男性よりも地位が低いと読み取ることができるだろう。

表1：中東諸国の男女格差

| | 総合 | | 経済参画 | | 教育 | | 健康 | | 政治参画 | |
|---------|-----|-------|------|-------|-----|-------|-----|-------|------|-------|
| | 順位 | ポイント | 順位 | ポイント | 順位 | ポイント | 順位 | ポイント | 順位 | ポイント |
| イスラエル | 44 | 0.721 | 65 | 0.681 | 1 | 1.000 | 98 | 0.971 | 47 | 0.232 |
| チュニジア | 117 | 0.651 | 131 | 0.446 | 99 | 0.966 | 71 | 0.975 | 55 | 0.216 |
| UAE | 120 | 0.649 | 130 | 0.459 | 62 | 0.994 | 129 | 0.965 | 67 | 0.180 |
| バハレーン | 126 | 0.632 | 120 | 0.537 | 75 | 0.991 | 136 | 0.961 | 137 | 0.037 |
| アルジェリア | 127 | 0.629 | 132 | 0.442 | 107 | 0.957 | 106 | 0.970 | 86 | 0.145 |
| クウェイト | 129 | 0.628 | 125 | 0.518 | 52 | 0.996 | 117 | 0.969 | 141 | 0.027 |
| カタール | 130 | 0.626 | 122 | 0.523 | 33 | 1.000 | 127 | 0.965 | 143 | 0.016 |
| トルコ | 131 | 0.625 | 128 | 0.471 | 101 | 0.965 | 59 | 0.977 | 118 | 0.088 |
| モーリタニア | 132 | 0.614 | 134 | 0.417 | 131 | 0.853 | 107 | 0.970 | 57 | 0.214 |
| エジプト | 134 | 0.608 | 135 | 0.413 | 104 | 0.960 | 99 | 0.971 | 119 | 0.087 |
| ヨルダン | 135 | 0.604 | 138 | 0.377 | 51 | 0.996 | 113 | 0.969 | 126 | 0.075 |
| モロッコ | 136 | 0.598 | 137 | 0.391 | 122 | 0.920 | 128 | 0.965 | 100 | 0.117 |
| レバノン | 137 | 0.596 | 133 | 0.440 | 109 | 0.956 | 109 | 0.970 | 142 | 0.019 |
| サウジアラビア | 138 | 0.584 | 142 | 0.320 | 96 | 0.975 | 130 | 0.965 | 124 | 0.077 |
| イラン | 140 | 0.583 | 140 | 0.357 | 100 | 0.965 | 135 | 0.963 | 136 | 0.046 |
| シリア | 142 | 0.568 | 144 | 0.274 | 110 | 0.956 | 1 | 0.980 | 130 | 0.063 |
| イエメン | 144 | 0.516 | 141 | 0.345 | 141 | 0.737 | 119 | 0.968 | 144 | 0.014 |
| 日本 | 114 | 0.657 | 114 | 0.580 | 74 | 0.991 | 1 | 0.980 | 123 | 0.078 |
| 中東平均 | | 0.614 | | 0.436 | | 0.952 | | 0.969 | | 0.097 |
| 世界平均 | | 0.680 | | 0.585 | | 0.953 | | 0.956 | | 0.227 |

出典：https://www.meij.or.jp/kawara/2017_115.html 『中東かわら版』2017年11月より

上記の表1は、世界経済フォーラム(World Economic Forum)が発表した、世界各国における男女格差を測るジェンダー・ギャップ指数(Gender Gap Index : GGI)のうち、中東諸国の値のみを抜粋したものである。この表1を見ると、イスラエルを除く中東諸国は順位が低く、男女の格差が大きいということが読み取れる。ここで、経済参画の項目に注目してみると、先ほどと同様に、中東諸国の順位は低く、女性の経済参加率が低

いと考えられる。つまり、中東の女性は働きに出ず、ほとんどが家庭の中に入っているということになる。このような状況をつくりあげたのは、何に原因があるのかということの本稿のリサーチクエスションとしたい。

本論文では中東諸国において、女性の経済参画率が低くなっている原因のうち石油資源の影響を考慮しつつ、イスラーム思想が人々の行動・振る舞いに及ぼす部分について検討する。第1章ではマイケル・ロスの「石油の呪い」による議論を紹介し、2010年代に入ってから石油収入は大きく変動していないにも関わらず、民間部門に占める女性労働者の割合が増加していることを議論し、ロス(2017)の論じる石油の女性労働抑制効果が限定的であることを検討する。第2章ではサウジアラビアを事例として、ムスリマ(イスラーム教徒の女性)の教育と労働の現状について概観する。さらに、サウジアラビア政府の政策が女性労働にどのような影響を与えたのかも同時に概観する。第3、4章では、ムスリマの結婚観やイスラーム思想の男性が女性の一段上にいるという考え方を基盤として、女性の労働抑制効果を述べる。最後に、ムスリマの労働力を抑制しているのは、石油だけが要因となっているのではなく、政府の政策や思想の影響でもあるということを考察し、むすびにかえる。

2. マイケル・ロスによる石油の女性労働抑制説について

2.1 女性のエンパワーメント

貧しい国が経済的に豊かになるとき、女性たちが労働市場に参入し、女性自身と彼女たちが生活する社会を変化させる効果がある。ここでは、ロス(2017)のモデルにしたがって、女性がエンパワーメントされる過程と、産油国においてエンパワーメントが阻害される過程を論じる。ロス(2017:145)によれば、労働力に占める女性の数は二つの要因によって決定されることになる。①就労を望む女性がどの程度供給されているのか¹、そして②女性労働力に対する需要²である。つまり、この需要と供給が高い水準で均衡すれば、女性の経済参画率も上がる。それでは、この労働需要と労働供給の均衡水準を上げるためには、なにが必要であるのかを歴史的に考えてみるとスウェット・ショップ、

¹ 現在のほとんどの社会において、男性は世帯の主たる収入源であり、女性は世帯が副次的な収入を必要とする場合のみ就労を希望するものと仮定している。

² 女性を雇用したがるのは輸出向けの安価な商品を生産する工場など。

すなわち労働者を低賃金で搾取する工場の存在が浮かび上がってくる。

産業革命の初期から、女性たちが従事してきたのは繊維製品や衣類、世界市場向けの低価格商品を生産する工場の低賃金労働だった。今日、世界の既製服産業における雇用のほとんどを女性労働者が占めている。こうした雇用にありつくことが、女性が経済的、社会的、政治的エンパワーメントの階段を昇るためには重要である。

2.2 石油と女性の労働

「いくつかの条件が重なると、石油と天然ガスの生産は、女性が労働に参加すること、また女性が政治的影響力を徐々に獲得して行くことも阻害する。多数の女性が経済や政治に参加しないと、伝統的な家父長制は脅威にされずに生き残る。端的に言えば、石油は家父長制を維持するのだ。」(ロス 2017:160)

国内の産業が発展し、国が経済的に豊かになると、ふつう女性はより多くの機会を獲得する。例えば、男性よりも女性を採用したがる既製服産業などの輸出指向型工場での雇用である。つまり労働環境における経済的機会である。さらには、政府に参加するという政治的機会にもつながる。だがしかし、このような状況は、石油を売却することによって豊かになったレンティア国家では発生しなかった。つまり、石油は製造業による国の発展とは逆の効果をもたらすということだ。「製造業は女性を家庭から連れ出し、労働力化するが、石油の富は女性を家庭に居座らせ、経済的・政治的エンパワーメントの鍵となる道を閉ざしてしまう。」(ロス 2017:140)。

石油収入が増加すると、政府予算の増大につながる。そして、政府は国民からの支持を取るために、公的部門の雇用や福祉プログラムなど自治体サービスや補助金、減税などにより石油収入を各世帯へと分配する。これにより、収入が増えたり、支出が減った家族は副次的な収入を必要としなくなる。こうして、女性が家庭の外で働かないように仕向けてしまう。

また、石油の富がオランダ病³を引き起こすことで、産油国の為替レートが上昇し、能郷湯と製造業部門が海外市場を失うことになる。さらには、先述したように、低賃金労働者となる女性を多く採用したがる、輸出指向型工場の利益を縮小させることになる(ロス 2017:146)。

³ ある国の天然資源部門の急成長が、製造部門と農業部門の衰退を招く現象をさす。

2.3 ロスの事例研究：アルジェリアとモロッコ、チュニジアを比較して

この3国は、人口の大半がイスラーム教徒であり、似通った歴史を持ちながらも、石油の規模が異なる国である。この3国でアルジェリアだけが、女性の労働参加率と政治参加率が比較的低く、モロッコとチュニジアでは、この2つの指標はともに比較的高い。モロッコとチュニジアでは石油は少ないが、アルジェリアは大量に保有していることから、労働参加率と政治参加率の違いは石油に由来するのではないかと考えられる(ロス 2017:155-161)。

以上のように第1節では女性がエンパワーメントされて労働参加率が上昇していく過程と、莫大な石油収入がある場合はエンパワーメントが阻害されることをロス(2017)のモデルを概観することで確認した。しかしながらロス自身も述べているように、石油の女性労働抑制説は全ての状況を説明するわけではない。以下では代表的な産油国であるサウジアラビアを取りあげ、教育と労働の面でジェンダーバランスが好転している状況を説明する。

3.サウジアラビアにおけるムスリマの現状

3.1 女性教育

サウジアラビアでは、1960年に女子教育が公教育として認められ、急速に普及率が上昇した。それに伴い、1995年には50%程度だった識字率も2013年になると、15歳以上で91%、15~24歳の若い女性では99%にまで上がった。女子教育が普及して晩婚化が進んでも2005年の時点では、サウジアラビア国籍の15歳以上の女性の就業率は5~7%程度とされていた。しかし、現在では女性は働かずに家庭に入ったり、家族以外の男性との交流を避けたりするという価値観が衰退している。若い女性たちは学校や大学を卒業すれば早々に結婚するのが理想的と考えられてきたが、現在では就職、進学、留学することがより理想的と考えられている。2013年に女子大学生21人を対象として複数回答可としたアンケート調査(ジェトロ 2012)では、13人が就職を希望し、19人が大学院進学あるいは海外留学を希望した。卒業後に結婚したいと答えた学生は1人だけだったが、彼女は同時に海外留学にも関心を持っていた。大学教育も変化しており、かつてサウジアラビア人女性の多くは教育学部に進学した。しかし現在では、商学部や人間環境学部、情報学部などに加え、医療関係の学部も多数設置されていて、実務に直

結した学問の需要が高まっていることがわかる。

3.2 女性差別撤廃条約

女性差別撤廃条約⁴の批准国は 2019 年現在で 189 か国となっており、批准状況だけをみると女性差別撤廃条約の理念が国際的・普遍的に受け入れられていると考えられる。しかし、必ずしもそうであるとは言い難く、留保を行っている国が多数ある。サウジアラビアも留保国であり、イスラーム法をもとに留保を行っている。この背景としては、同条約の定める義務が極めて広範囲に及んでおり、伝統、文化、慣習に関わる事項を多く含んでいることが指摘されている。

女性差別撤廃条約の画期的な点は、それが公的分野における女性差別のみならず、家族や社会など私的分野における実質的な差別をも規定の対象にしていることである。しかしこれが、イスラーム諸国が留保する理由となり問題となっている。

イスラームはそもそも女性と男性の完全な権利の上での平等を目指していないと考えられる。権利の上での平等よりも、精神の上での平等が真の平等であるとする。ここに国際的な女性の権利における考え方とイスラーム諸国の考えの相違が生じている。

ではなぜイスラーム諸国はこの条約を批准したのか考えると、三つ仮説をあげることができる。第一に、女性差別撤廃条約とシャリーアが矛盾しないと考えたというもの。第二に、そもそも条約を守る気がなかったというもの。第三に、すでにシャリーアを厳格に守っていないというもの。この三つの仮説のうちいずれかが正しいというよりは、これらが複合していると考えられる。(岩本 2017)

女性に関する政策や、結婚、離婚の規定などはイスラーム諸国においても多様であり、イスラームが共通の枠組みではなく、各国の歴史的文化的背景によるものであるといえよう。

3.3 労働

サウジアラビアは世界第 2 位の産油量を誇る国であり、ジェンダー・ギャップ指数は世界で 138 位、経済参画の順位だけ見ると、142 位である。この結果から、サウジアラ

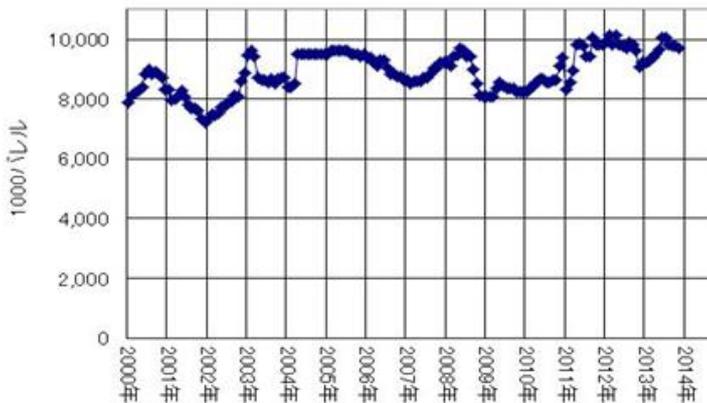
⁴ 1979 年 12 月 18 日、第 34 回国連総会で採択された。男女の役割分担観念の変革を中心理念とし、政治参加、国籍、教育、雇用、保健、経済活動、農村女性、家族関係、刑罰規定、売春といった、まさに「あらゆる形態」の女性差別の撤廃を締約国に義務づける。

ビアにおける女性の経済参加を調べることにより、石油と女性の労働における関係性を見つけ出せるのではないだろうか。

2013年、サウジアラビア政府は、ジェンダー不平等指数が147か国中145位であったことにより、女性議員の任命に加えて、女性の雇用機会の拡大を急ぎ、ジェンダー関連指数の順位を改善を試みた（辻上 2014:59）。かつて女性の働く分野は教育か医療、あるいは銀行に限定されていた。この背景には、女性を雇用する際には、雇用主が女性専用のスペースを提供することが労働法で義務付けられていたとされる。しかし、2005年の労働法改正により、女性も男性と同じ職場で働けるようになっていた。つまり、女性が働く環境作りはされている（ジェットロ 2012）。

2017年3月の労働社会発展省（Ministry of Labor and Social Development）が公表したデータによると、民間部門で働く女性の数は、2012年の215,000名から2016年の496,000名と変化し、2012年から2016年の間に130%増加した。また、民間部門のサウジアラビアの全労働者のうち女性は30%となり、これは2011年から比べると12%上がっている。

図1：サウジアラビアの原油生産の推移



(https://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Download/Seisaku/201403_fukuda.html グラフ2より)

この図1より、原油生産量は大きな減少は見られず2010年以降は8000バレルを下回ることはない。2000年の時と比較すると、生産量が増えているのがわかる。つまり原油生産量は増加傾向にある。しかし、近年では原油価格が下落傾向にあり、石油による収入金額自体は減少している。そこで、財政支出項目と金額を見ることで、石油による収入はどのように使われているのか考える。

表 2：サウジアラビアの財政支出項目と内訳 (単位：億ドル)

| 歳出費目 | 2016年 (決済) | | 2017年 (決済) | | 2018年 (予算) | | 2018年 (決済見込) | | 2019年 (予算) | |
|---------|---------------|------|---------------|------|---------------|------|-----------------|------|---------------|------|
| 歳入 | 1,480 | | 1,856 | | 2,088 | | 2,387 | | 2,600 | |
| 歳出 | 2,200 | (内訳) | 2,472 | (内訳) | 2,608 | (内訳) | 2,747 | (内訳) | 2,949 | (内訳) |
| 公的行政 | 71 | 3% | 80 | 3% | 69 | 3% | 72 | 3% | 75 | 3% |
| 軍事費 | 547 | 21% | 597 | 21% | 560 | 25% | 581 | 21% | 509 | 17% |
| 治安・地域行政 | 268 | 11% | 293 | 12% | 269 | 12% | 283 | 10% | 275 | 9% |
| 自治体サービス | 67 | 5% | 131 | 4% | 141 | 3% | 144 | 5% | 165 | 6% |
| 教育 | 549 | 23% | 608 | 25% | 512 | 25% | 547 | 20% | 515 | 17% |
| 保健・社会開発 | 270 | 14% | 355 | 15% | 392 | 12% | 424 | 15% | 459 | 16% |
| 経済資源 | 102 | 5% | 104 | 4% | 280 | 5% | 283 | 10% | 349 | 12% |
| インフラ・運輸 | 100 | 6% | 77 | 4% | 144 | 5% | 147 | 5% | 187 | 6% |
| その他 | 225 | 12% | 227 | 12% | 237 | 10% | 267 | 11% | 416 | 14% |
| 収支 | ▲792 | | ▲616 | | ▲616 | | ▲360 | | ▲349 | |

出典：サウジアラビア経済動向 <https://www.ksa.emb-japan.go.jp/j/economic/pdf/201803economic.pdf> の表をもとに筆者作成

上の表 2 より、軍事費を除くと教育や保健での割合が大きく、地域行政にも多く費やされ、国民の生活水準が向上されるように分配されている。2018 年から経済資源、すなわちメガプロジェクト・再生可能エネルギープロジェクト・公衆衛生サービスの改善、ダム建設、井戸採掘、漏水検知サービスの拡充への割合が約 2 倍に増えている。それに伴い、国民への分配が減少するはずであるが、そうではなくむしろ増加している。国民や家族の収入が減り、副次的な収入が必要になったので、外で働く女性が増えたのであるとすると、石油が女性の労働に関係すると言える。しかし上記の統計情報によれば、石油による分配が増えたり、これまでと同水準を維持しているにも関わらず、女性が労働に参加するようになっている。このことから、石油と女性の労働参加の関係性は短期的には薄いのではないかと考えられる。

人間の行動というものは社会に共有されている意識や価値観に強く規定されている。なかでもサウジアラビア社会はイスラーム的価値観や規範が強く支配しているとみら

れている。であるならば、伝統的なイスラーム的価値観の下で、女性はどのように扱われているのか。このことをまず確認しておく必要があるだろう。

3.4 サウジアラビア政府の政策

サウジアラビア政府における近年の政策は、若者や女性をターゲットにしたものであり、女性の社会進出を推進する内容である。政策によって女性は解放されているのだろうか具体的な政策をあげて考えていく。

現在のサウジアラビアは、サルマーン国王とムハンマド皇太子の統治下であり、2030年に向けた展望である「ビジョン 2030」が発表され、社会解放路線の改革が進められている。この政策は、活気ある社会、盛況な経済、野心的な国家を三本柱に打ち出された。当初はこの実行可能性について疑問視されていたが、社会分野の改革はめざましく進展した。

2000年代に入ると、女性のエンパワーメントのための政策が進められた。女性について話題にすることすら問題であるとされていたが、女性の教育レベルの向上に乗り出し、エリート女性の活躍をメディアで積極的に取り上げるようになった。このことは、2001年の米国での同時多発テロにサウジアラビア国籍人が複数関与していたことより、「テロの温床」というレッテルが貼られていたのを拭い去るためである。さらに、2011年の「アラブの春」のより、近隣諸国の長期政権が倒れたことも、サウジ政権を震撼させるきっかけとなり、ジェンダー秩序を揺るがすような改革を引き起こした。

サウジアラビアは、クルアーンとスンナを憲法とする政教一致原理を採用しており、宗教界は、宗教、司法、教育およびセクシュアリティの管理に強い影響力を有してきた。サウジにおける女性の行動規範は、政府が設置する最高ウラマー評議会に所属するイスラーム学者がファトワーという法学的見解を通じて規定する。または、王宮府直属の勸善懲悪委員会が風紀取り締まりを行ってきた⁵。このような文化規範から離れるような政策が、先述した「ビジョン 2030」である。

「文化・娯楽活動は生活の質向上に欠かせない要素です。しかし、我が国に於ける現在の文化・娯乐的機会は非常に限られており、国民および居住者の需要に応えきれないばかりか、経済的な繁栄にも遅れを取っています。」（ビジョン 2030）これをもとに、

⁵ 勸善懲悪委員会の取り締まり対象には、音楽、映画、酒類、売買春の規制や禁止が含まれる。このためサウジは文化や娯楽を禁じる社会として知られ、サウジアラビアに居住する外国人はもちろん、サウジ人ですら、週末や長い休暇を近隣諸国やヨーロッパで過ごすことが多い。

サウジアラビアには「総合娯楽庁」が設置された。ここは、レジャーや文化イベントの実施組織にライセンスを付与する機能を持つ。娯楽庁による、男女が同席できる映画館の開業は、これまでのジェンダー秩序を覆すようなものであった。

改革において、対外的に最もインパクトが大きかったのは、女性の自動車運転解禁だろう。しかし、解禁後、路上を運転している女性は滅多に見かけないほどの少なさであるとされる。なぜ、このような現状なのであるのかといえば、家庭で雇っている外国人運転手は、単なる運転手ではなく、子供の世話や庭の掃除、時には料理までもこなすメイドでもあるからだ。中間層以上の女性は雑務全般をこなすメイドを手放さないのだ。一方で、貧困層の女性は、マイカー購入や女性専用の自動車教習所の費用を負担することが困難であるとされる。⁶さらには、女性が運転するためには、父親や夫、兄などの後見人の同意が必要である。後見人の同意なしでは運転はもちろん、外出でさえ許されない。

男女隔離の緩和や女性の行動の自由の確保、社会進出支援などのジェンダー秩序の再編を視野に入れた政策は、政府が「国民」とみなす人々が、宗教保守派から、娯楽やスポーツを好む女性や若者へとシフトしてきたと考えられる。しかし政策の恩恵を受けるのは、中間層や富裕層の人々に限られるのではないかという問題がある。さらには、宗教界、政財界、知識人そして王族にまで沈黙を強いながら進められる「解放路線」では、国民はその「解放」の方向性を自ら選ぶことはできないことから、政治的自由度は低下していると考えられる。この状況において、女性議員がどのようにして女性に関する問題に取り組むかが、今後の女性の権利の確立につながるのではないか。

3.5 移民労働者の流入

サウジアラビアでは、経験や専門に応じて技術職や事務職など様々な分野で外国人労働者が雇用されている。現在では、約 1000 万人以上の外国人がサウジアラビア国内で就労しているとされており、人種も欧米系、アジア・中東系、アフリカ系と多種多様である。外国人労働者はサウジアラビア社会の至る所で見られ、現代のサウジアラビアの実質的な社会を構成していると言えるだろう。また、サウジアラビアの家庭では家政婦を雇うのが一般的で、フィリピンやインドネシアなどの東南アジア系の移民が多く採用

⁶ 女性専用の自動車教習所の費用は男性の 6 倍程度とされている。さらには、2018 年から約 2 倍に跳ね上がったガソリン料金にも影響されるであろう。

されている。

しかし、家政婦として働く外国人が、一部ではあるが、男性雇用者から極めて隷属的な扱いを受けているという現状があったり、生活習慣や社会規範の違いから発生するサウジアラビア人との問題は絶えない。また、就労ビザの取得は、民間企業に委託したとしても長期にわたる頑強な手続きが必要であるため、ハジまたはウムロの巡礼ビザや観光ビザで就労する、違法労働者が後を絶たないことが問題となっている。

こうして、2000年代後半から、管理職はサウジ人を優先的に採用するなど、自国民の優先的就業政策が本格化した。低賃金でも文句を言わずに働いてくれる外国人の雇用は継続されてきた。政府は2013年以降、サウジアラビア人の雇用促進政策と同時に、幾度かの猶予期間を経て外国人違法就労者の取り締まりが強化された(中村 2007:300)。

女性を積極的に採用したがる製造業における外国人労働者の流入は、女性の働き口を縮小させることにつながる。だが、近年に女性の就労率が拡大しているのは、外国人違法就労者の取り締まりが強化され、女性が働く場所が増えた結果によるものではないか。

4. イスラームの結婚観から考える女性労働

4.1 クルアーンをもとに考える結婚

女性が労働するのは、結婚しない、あるいはできない状況にあるため、自分自身の生活を考慮した結果、働かざるをえないからなのではないか。結婚に対する考え方は、しばしばその国の文化や宗教的思考に影響されるものだろう。例えば、イスラームにおいて、結婚、家庭を築くことは、聖クルアーンにおいては、アッラーが存在する印とされている。「またかれがあなたがた自身から、あなたがたのために配偶を創られたのは、かれの印の一つである。あなたがたはかの女らによって安らぎを得るよう(取り計られ)、あなたがたの間に愛と情の念を植え付けられる。本当にその中には、考え深い者への印がある。」(聖クルアーン 第30章 21節)この一節からも、結婚は人に精神的、信仰面の安定、成長をもたらすこと、また人間の特性(性欲など)に必要なものを正しい範囲で満たすことができ、不貞行為を回避すること、家庭を持つことはいかに重要で合理的であるのか。そして、結婚を推奨されている理由は人間の本質に基づくものであると考えられる。さらには、預言者は「結婚は私のスンナである。私のスンナを避けるものは皆、私を避けるものである。」また、「男性は結婚によって、宗教的義務の半分を成し遂げたことになる。」(竹下 1995:326)と言っている。つまり

ムスリムにとって結婚とは、神の愛に従うということであり、結婚し子供をもうけることでムスリムを増やし、預言者の愛を獲得することでもある。

イスラームでは、結婚は安定したものであることが望まれ、そのためには、自らにふさわしい相手を選ぶことが大切である。お互いの外見の美しさや財産などによって決めるのではなく、結婚で何より重要視されるのは、その人の魂の美しさ、信仰、品性、性格の良さなどである。それによって、結婚生活で起こる様々な出来事、困難などを共に忍耐し、一時的ではない相手への尊敬と誠実さによって結婚という大切な意味を知ることができる。

4.2 契約としての結婚

イスラームにおける結婚は、法に詳しい人を立てて、法的拘束力を持つ結婚契約書を作り、花嫁、花婿、証人のほかに結婚登録人もしくは裁判官、小さな村などでは婚姻の手續きに通じた長老が署名するという二重方式をとっている。契約のうちでもっとも重要な項目は、男性から女生へ支払われる婚資金(マフル)の額と、その支払い方法である。一般に、花婿と花嫁の血縁関係が遠くなればなるほど、また、花嫁が高学歴であるなど、資質が高ければ高いほど額が上がる(白須 2003:90.91)。

イスラームでは、結婚の契約時に離婚の条件も決めておくという特徴がある。これは、結婚と違って離婚は当事者の一方の解消意志だけで成立するということから、経済的、社会的に優位な階層の男性は事実上、いくらでも妻を替えられる(白須 2003:92)。

この特徴を盾にして、女性のほうも、男性から一方的に離婚しにくいように離婚時の支払いを含むマフルの額をうんと高くしたり、自分の承諾がなければ、第2、3、4夫人との結婚は認めず、この条件を破ったら、女性のほうから離婚を申し立てるという内容を結婚契約書に入れるという例も増えてきている(白須 2003:93)。しかし、女性から離婚の申し立てをされるのは、男性の面子を重んじるイスラーム社会においてはたいへんな屈辱であるので、実際に女性がそうした条件を結婚契約書に入れるには、女性の方が経済的にも、社会的にも何らかの強みがある場合に限られる。逆にいえば、結婚契約の際に女性側が優位になるために、娘の父親は熱心に教育を受けさせているのではないか。

4.3 夫の役割と妻の役割

結婚における男性の役割の第一としては、婚前義務として女性に支払う婚資金や結婚後の生活費を負担する経済的支出が大きい。だが、妻への寛容というのもまた結婚において重視される。なぜなら、妻たちの精神的な欠点にたいする同情から生じる忍耐が推奨されているからである。「信仰においても最も完全な信者は、最高に礼儀正しく、性格が最も善良で、最も妻にやさしいものである。」(竹下 1995:333)という預言者の言葉からも読み取れる。

一方、妻は夫に服従するということが重要な役割だとされる。「結婚は奴隷の一形態である。かくして妻は夫の奴隷である。ゆえに、夫が妻に要求したことはすべて、それが神に背くようなものでないかぎり、絶対に服従しなければならない。」(竹下 1995: 338)妻は夫に対して貞節で、様々な点で夫の許可を求めて従順であること、夫が不在の時は、妻は夫の財産を守り、家庭と子供を守る役割がある。

4.4 夫の選択

女性の労働は、しばしば結婚した夫の経済力に左右されるようにあるが、婚前に男女交際が認められないイスラームでは、どのようにして結婚相手を選んでいるのだろうか。適切な夫を探すことは保護者の義務であるとし、「結婚とは、奴隷状態のことである。ゆえに、自分の娘を誰に託すのか慎重であらねばならない。」(竹下 1995:336)と預言者は忠告している。近親者の結婚が認められているイスラーム諸国では、父方の従兄弟を結婚相手として選択することは、女性が全く異質な家への服従を免れることから、女性にとっては心理的に、そして、財産の分散を防ぐことから、家族にとっては物質的に有利なのである。さらには、非ムスリムとの結婚が良いとされないイスラームにとってもムスリム同士の結婚は喜ばれる。

5. イスラーム思想と女性の労働

5.1 イスラームにおける男性の経済的義務

中東の近代化過程においては、西欧近代的システムに転換されていく中、政治や経済といった社会領域では近代セクターと伝統セクターが並存し、さらに家族、親族といっ

た私的な関係の領域はイスラーム法に準じるという状態にあった。

「そして、男性は女性よりも一段上である。アッラーは全能であり、思慮深い。」(コーラン第2章 228節)

この「一段上」という表現は、すなわち、男性は女性を扶養するということだ。男女間のこの神聖なる性別分業において、女性は自分自身の口さえも養えないと規定されている。

「男は女に責任を持つ。なぜならアッラーは一方をもう一方よりも優れたものにお創りになったからだ。そして、男は、(女性を養うために)その財産を使うからだ。だから、善良なる女は従順にして、アッラーが守ってこられたものを黙々と守るのである。」(コーこの一文はムスリムの家庭内の関係と役割を規定する元になっている。アラブ男性の中には、妻が外で働いているかどうかを尋ねられると侮辱されたように感じる者が多い。夫にとって妻が外で働くというのは家族の名誉を汚すものであり、男としての無能と怠惰を表すものなのだ。ムスリムの男性にとっては社会から隔離された女性を養うことがその義務と本質だと考えられている。

5.2 ジェンダー別分離

出産も育児も、同様にその他の家庭内の仕事も、仕事あるいは労働だとはみなされず、労働という概念は普通、資本主義的諸条件のもとでの男性による生産的労働、つまり剰余価値をつくる労働であるとされる(ミースほか 1995:140)。女性もこのような剰余価値をつくりだす労働を行っているが、資本主義のもとでは、女性は概して主婦として、つまり非労働者として定義される。こうした分割の原因は、人間の体のうちで労働用具として直接的に使用することのできる器官や機械の延長部分になりうる器官にしか関心を持っていない、資本主義的生産様式の結果なのである。こうして、女性がおこなう家事や育児は、女性の生理学上の構造や、女性が出産するという事実や、「自然」が女性たちに子宮を与えたという事実での延長であるとみなされる。生命の生産のために費やされる労働のすべては、出産という労働を含めて、人間と自然との意識的な相互作用を、女性が有する自然な活動とされる(ミースほか 1995: 140)。

生命活動におけるジェンダー分業からも考えられるように同じく、社会活動でも、男性や国家が女性労働を限定し囲い込み、社会福祉、教育、保育、看護医療といった領域において女性が集中的に就労している実状がある。これは、ジェンダー偏重の専門化とみなされている。この偏った配属のもとでは、女性のエンパワーメントの指標が高く

なったとしても、意思決定と選択の領域がもともと限られているとの指摘もある。(ミスほか 1995:137)

6.結論

サウジアラビアにおいて、2010年以降の働く女性の数は増加している。一方、原油生産量も増加傾向にある。近年の原油価格下落を考慮し、石油収入は減少したと仮定しても、表2の財政支出項目と内訳より、国民に分配される富は減少していない。石油での収入が減少したため、家庭が副次的収入を求め、女性の労働を拡大するのであれば、石油と女性の労働率について関係性があると考えられる。しかし、石油による家庭の副次的収入は減少していないのに、女性の経済参加率が上がったというのは、石油以外の要因があるのではないだろうか。

本稿で注目したのが、政府の政策や、イスラームの思想である。男性の方が優位であると考えられるイスラームでは、女性が差別的に扱われ、とりわけサウジアラビアでは社会進出を妨げる原因となったものと考えられる。ここで、女性の経済参加率の低さを問題視したサウジアラビア政府は、女性のエンパワーメントを目的とした政策や、外国人違法労働者の取り締まりを行い、女性の働きやすい環境づくりや、女性の働き口の拡大を計った。また、女性教育にも力を入れ、限定的であった大学の学部も、改革によってさまざまな分野の学部がつくられ、就労に役立つ分野を勉強できるようになった。このような政策が女性の権利を高めることにつながり、イスラーム思想に影響を与え、女性労働力の増加につながったのではないかと考えられる。今日では、女性は若いうちに結婚して家庭に入り、家庭を守っておくべきだと言う考え方が薄くなってきている。むしろ、大学を卒業したら就職したいという女性が増えている。

石油と女性労働の関係性は高いと考えられるが、それと同じくらい価値観との結びつきも高いと考えられるのではないか。また、女性のエンパワーメントを促進するための政策により、価値観の変化につながったと考えられる。中東における女性の経済参加への抑圧は、石油の影響だけではなく、石油と、政策による価値観の変化の両方が影響していると考えべきである。

参考文献

- 岩本珠実 (2017) 「イスラムと女性の人権-国連での討議をとおして-」『創価大学大学院 紀要』 29 巻、125-142 ページ。
- 竹下政孝(1995)『イスラームの思考回路』悠思社。
- 白須英子(2003)『イスラーム世界の女性たち』文春新書。
- 辻上奈美江(2014)『イスラーム世界のジェンダー秩序「アラブの春」以降の女性たちの闘い』明石書店。
- 辻上奈美江(2018)『ムハンマド皇太子の「改革」とジェンダー-後期レンティア国家における「管理された開放路線」のゆくえ』
- 辻上奈美江(2019)『サウジ人女性の起業を喚起する消費と労働市場』
- 中村覚編著(2007)『サウジアラビアを知るための 63 章』明石書店。
- 日本貿易振興機構(ジェトロ)(2012)「サウジアラビア女性市場に関する調査報告書」
URL
- マイケル・L・ロス(2017)『石油の呪い 国家の発展経路は医家に決定されるか』吉田書店。
- ミース、マリア、ヴェロニカ・ベンホルトートムゼン、クラウディア・フォン・ヴェールホフ (1995)『世界システムと女性』 藤原書店。
- 宮本謙介 (2000)『国際労働力移動の歴史的位相：サウジアラビア・マレーシア・シンポールで就労するインドネシア人』
- アブデル・ラティフ・ジャミール(2018)「サウジアラビアでの女性の経済的役割」(https://www.alj.com/ja/perspective/changing-future-economic-role-women-saudi-arabia/#_ftn12) 最終アクセス 2019 年 11 月 30 日。
- 在サウジアラビア日本大使館(2019)「サウジアラビア経済動向」(<https://www.ksa.emb-japan.go.jp/files/000437439.pdf>) 最終アクセス 2019 年 11 月 30 日。